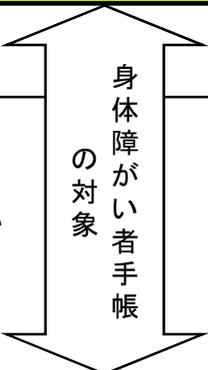


# 軽度難聴児補聴器交付事業

守口市では、身体障がい者手帳の交付対象とならない軽度・中等度の難聴のお子さんを対象とした、補聴器の購入・修理費用の助成を行っています。

| dB  | 難聴の程度 | 聞こえの状況                       |
|-----|-------|------------------------------|
| 0   |       |                              |
| 10  |       |                              |
| 20  |       |                              |
| 30  | 軽度難聴  | 小さな声が聞きづらい                   |
| 40  |       | 騒音下での会話が聞きづらい                |
| 50  | 中等度難聴 | 普通の会話が聞きづらい                  |
| 60  |       |                              |
| 70  | 高度難聴  | 普通の会話は聞き取れない                 |
| 80  |       |                              |
| 90  | 重度難聴  | 耳元で話されても聞き取れない<br>自分の声が聞こえない |
| 100 |       |                              |
| 110 |       |                              |
| 120 |       |                              |
| 130 |       |                              |
| 140 |       |                              |

助成対象



申請をされる方は、**購入・修理する前に**障がい福祉課までご相談ください！



## 軽度難聴児補聴器交付事業(本事業)の詳細について

### ○対象児

- ① 18歳未満で、保護者が市の区域内に居住していること。
- ② 両耳の聴力レベルが30デシベル以上で、身体障がい者手帳の交付対象とならないこと。  
※ただし、両耳の聴力レベルが30デシベル未満であっても、医師が必要と認めた場合は本事業の対象となります。  
※耐用年数(5年)を経過しない補聴器の再購入費用は対象外です。  
※同一世帯の中に、市府民税に係る課税総所得金額が770万円以上の人がいる場合、対象外です。

### ○助成対象

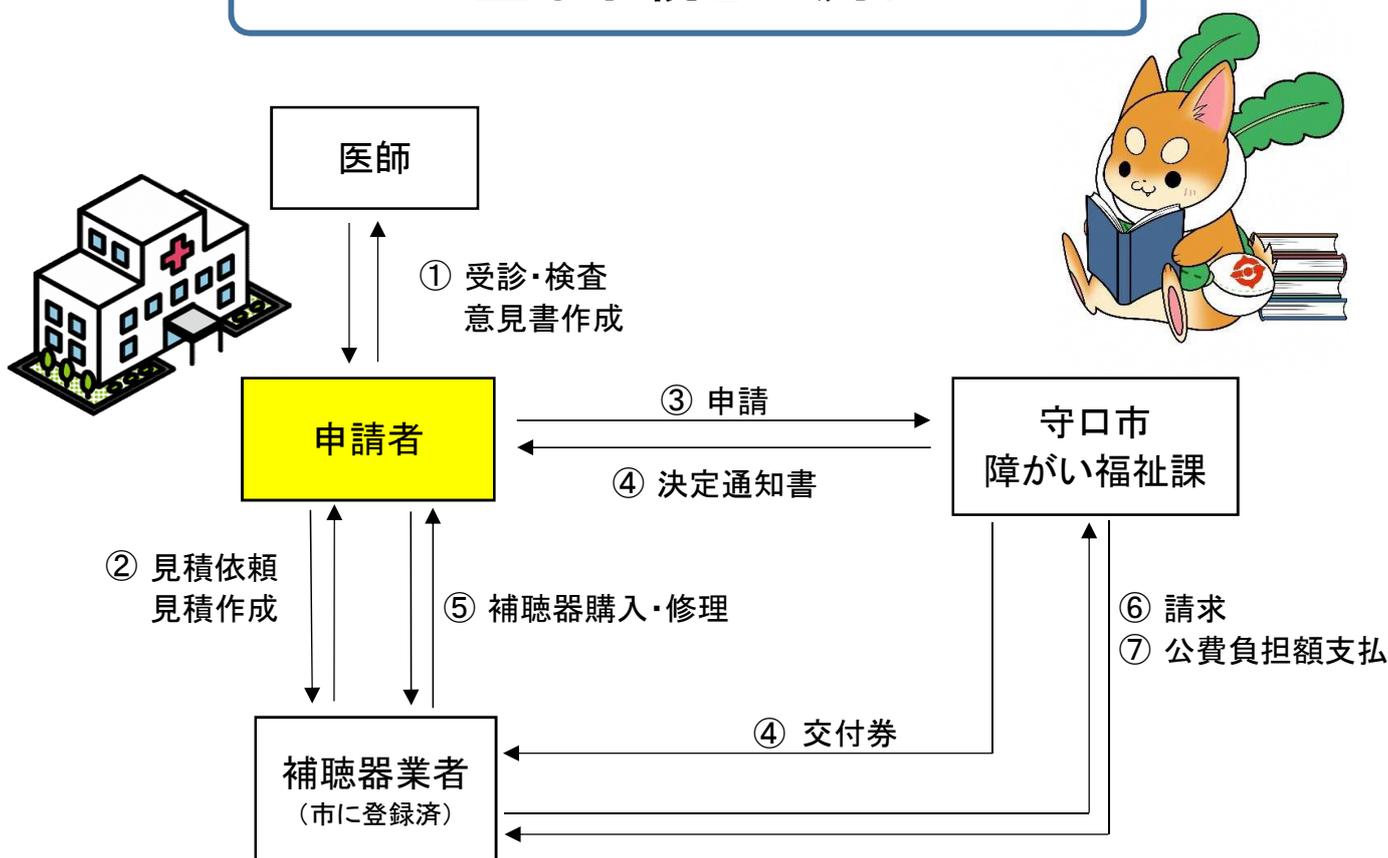
| 補聴器の種類等                           | 交付基準額   | 交付額(助成額)  |
|-----------------------------------|---|---|
| 補聴器の購入<br>・耳かけ型<br>・ポケット型<br>・耳穴型 | 1台(片方の耳)につき<br>46,534円<br>イヤーマールド付属の場合<br>56,074円 | 【生活保護世帯】<br>交付基準額と実購入額を比較して低い方の全額<br><br>【その他の世帯】<br>交付基準額と実購入額を比較して低い方の2/3の額 |
| 補聴器の修理・<br>部品の交換                  | 1台(片方の耳)につき<br>31,672円                            |   |

※交付基準額を超える費用については自己負担となります。

※補聴器購入等補助決定者のうち、意見書作成のために医療機関で実施した検査の検査料については、5,000円を上限に助成します。

**【問い合わせ先】**  
 守口市役所 健康福祉部 障がい福祉課  
 電話: 06-6992-1630 FAX: 06-6991-2494  
 メール: Mori\_shougai@city-moriguchi-osaka.jp

# 主な手続きの流れ



|   |              |  |
|---|--------------|--|
| ① | 受診・検査        | まず、医師の診察(聴力検査等)を受け、補聴器の装用に関する意見書の交付を受けてください。<br>※意見書の様式は障がい福祉課にあります。<br>※修理の場合は不要です。   |
| ② | 見積依頼         | 補聴器業者に対し、医師の意見書に基づいた見積書の作成を依頼してください。<br>※守口市で登録をしていない業者の場合は、一度障がい福祉課にご相談ください。  |
| ③ | 申請           | 市に以下の書類を提出してください。<br>【提出書類】<br>申請書、意見書、見積書、市民税課税証明書等<br><br>※申請書の様式は障がい福祉課にあります。<br>※市民税課税証明書等は、守口市で確認できる場合、不要となることがあります。<br>※検査料の助成を希望される場合は、検査時の領収書もお持ちください。 |
| ④ | 交付決定         | 市は、提出された書類を審査し、必要と認めた場合は、申請者に決定通知書、補聴器業者に交付券を送付します。  |
| ⑤ | 補聴器<br>購入・修理 | 申請者は決定通知書を受領後、補聴器業者へ補聴器の作成を依頼してください。<br>納品後、差額の自己負担額をお支払いください。   |
| ⑥ | 請求           | 補聴器業者は請求書に交付券を添付し、市に公費負担額を請求します。   |
| ⑦ | 公費負担額<br>支払  | 市は、補聴器業者からの請求に基づき、公費負担額を業者に支払います。  |